

これってどう?

このコーナーでは金融商品やサービスをクルー独自の視点で分析し評価していきます

第150回 公的年金の繰り下げ受給が75歳まで延長に!

●手取りベースでは額面と同じ率で増えない

本来65歳から受け取る公的年金の受給開始を遅らせることを、「年金の繰り下げ」と言います。最長70歳まで遅らせることができるルールが、年金法改正により2022年4月から75歳までに延長になりました。

額面の年金額は、1ヶ月繰り下げごとに0.7%増え、5年繰り下げて70歳から受け取ると65歳時点での年金額の42%増、10年繰り下げて75歳にすると84%増です。

たとえば、65歳からの年金額が年200万円のケースなら、5年繰り下げると284万円、10年では368万円。1ヶ月ごとに0.7%増える効果は大きいことがわかります。

しかし、手取りベースでは、額面年金額と同じ率では増えないことを知っておきましょう。年金収入が増えると、社会保険料や税金の負担が増えるからです。

図表1は、65歳から受け取る年金が200万円の人が、「70歳」と「75歳」まで繰り下げを実行した場合の試算です(税務上の扶養家族は妻のみ、東京都世田谷区在住)。

年金収入の手取りは、額面から所得税・住民税、国民健康保険料(75歳以降は後期高齢者医療保険料)と介護保険料を引いた金額となります。

増加率は、額面では厚生労働省が言う通り、70歳受給開始なら42%アップ、75歳開始なら84%アップです。ところが手取りベースで見ると、70歳受給開始は約31%、75歳開始なら約70%アップにとどまり、額面の増加率より低いことがわかります。

年金収入は給与収入に比べて金額自体が少ないため、税金の負担(税率)が大きく増えることはないのですが、社会保険料は、年金収入が増えるほど負担が重くなる傾向にあります。

年金額が少ない場合には「緩和措置」的な計算方法が取られますが、年金額が多くなるにつれ、緩和措置は逡減するからです。

●妻の繰り下げはメリット大

年金が基礎年金(約78万円)程度と金額が少ない人の繰り下げ効果が気になったので試算してみました。

図表2は、「年金額は78万円、税務上夫の扶養に入っている妻」とい

う設定としています。

特筆すべきは、元の年金額が少ないため、5年繰り下げても、10年繰り下げても、所得税も住民税もかからないことです。

手取りベースでの増加率は、5年繰り下げが約41%、10年では約80%と、額面での増加率をやや下回る程度です。

また、女性は男性に比べて長生きの傾向にあります。60歳まで生きた人の平均寿命は、男性が84.21歳、女性は89.46歳です(厚生労働省令和2年簡易生命表より)。平均寿命からみると、夫が先に亡くなる可能性が高いといえます。

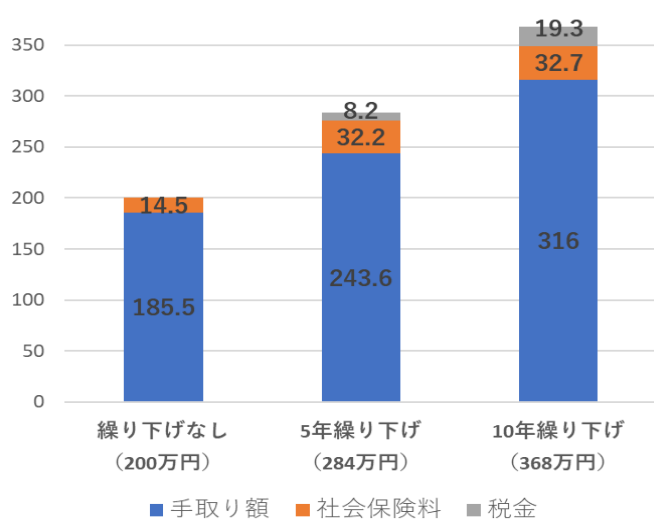
現役時代に会社員や公務員だった夫に先立たれたとき、専業主婦が長かった妻の収入は「夫の遺族厚生年金」と「妻の基礎年金」です。夫の厚生年金を繰り下げしても、遺族厚生年金に増額分は反映されず、「65歳時点の厚生年金の金額」をもとに遺族年金を計算します。だとすると、妻自身の基礎年金を増やしておくメリットはかなり大きいです。

妻の基礎年金を繰り下げで増やしておくことは、夫婦二人で暮らしているときのみならず、ひとり分の収入になったときにも役に立つといえます。

(クルー 深田晶恵)

図表1 額面年金額200万円の繰り下げ試算

単位:万円



図表2 額面年金額78万円の繰り下げ試算

単位:万円

